

# 組合ニュース No.5

## 人勧に基づく就業規則改定案の提示 —組合、納得できない点について団体交渉申し入れ—

11月14日(木)に人事院勧告に基づいた就業規則変更の説明が法人から組合へ行われました。これは、10月11日の閣議決定で「8月7日に出された人事院勧告どおり国家公務員の給与改定を行う」としたことを踏まえ、人事院勧告に準拠するとの方針(「国立大学法人佐賀大学における給与改定の基本方針」平成19年)に基づいて、本給と諸手当の改定を行うというものです。

### 給与・一時金・住宅手当の改定

説明によれば、①初任給は2000円～1500円引き上げ、②給与は一般職給与表では、若手教職員を中心に平均+0.1%引き上げ、③その他の給与表も一般職と均衡を基本に改定、④ボーナスは4.45カ月から4.50カ月に引き上げ(ただし引き上げ分は勤勉手当)ということです。

その実施時期については、給与は今年度の4月1日から引き上げ。ただし非常勤職員の引き上げは来年度4月1日から実施する。また、住宅手当については、来年の4月から「手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げ(12000円→16000円)て、手当額の上限を引き上げる(27000円→28000円)」。

### 組合は、団体交渉を求める！

しかし、(1)現在支給されている住居手当が減額される人が6割の人数にのぼること、(2)非常勤職員の給与改定は遡及されず来年4月から実施されるという点で納得できないため、団体交渉を求めました。団体交渉は、11月26日(火)の予定です。要求と交渉項目を下記に紹介します。

1. 契約職員・臨時職員・再雇用職員の給与改定を今年度は見送り次年度に行うことについて  
早急に給与改定を行うよう求める。

#### 2. 住居手当について

職員のなかには改定に伴い現行よりも削減されることもあるため、その職員の住居手当は現行を維持するか、算出方法を改めて維持ないし増額するよう求める。

なお、近日開かれる経営協議会での改正案の審議に当たっては、教職員組合からの要求があったことを説明し、不用意な審議は行わないこと。

2ページ目に続きます！

1 目的の補足(団体交渉について紹介します)

\* 団体交渉とは、  
日本国憲法(第二十八条)や労働組合法によって保障されている勤労者の権利。  
労働三権とは、団結権・団体交渉権・団体行動権のこと。

## 九州労働金庫佐賀支店の企画のお知らせ ハウステンボスへのバス旅行(定員を 超える場合は抽選となりますのでご了承 ください。)

主催:九州労働金庫佐賀支店

- ①旅行日:2019年12月14日(土曜日)雨天決行
- ②集合場所:自治労会館(駐車場利用者は予約が必要  
\* 行程途中で乗車はできません。
- ③集合時間:12時30分集合
- ④行先・行程:ハウステンボス 自治労会館→佐賀大和IC→ハウステンボス  
(15時~19時30分)→自治労会館到着21時頃
- ⑤食事:各自負担
- ⑥参加費用:大人3500円 中高生2500円 小学生以下1000円  
(バス代・ハウステンボス入場チケット代含む)
- ⑦申し込み締め切り:11月28日(木)厳守のこと
- ⑧申込先:組合事務室(内線2916/直通0952-22-9281/  
ファックス0952-229286)へご連絡ください。
- ⑨当選者には、12月4日過ぎに組合へ連絡がありますが、抽選からもれた方  
には連絡がありませんので、その旨、組合からご連絡します。  
\* 申し込み後は原則キャンセルはできませんが変更がある場合は12月3日までご連絡くだ  
さい。連絡がない場合は、申し込み人数分の参加費を支払わなければならなくなります。  
-----ファックス申し込み(Fax:0952-22-9286)-----

1. 職場名 \_\_\_\_\_ お名前( \_\_\_\_\_ )  
郵便番号 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 年齢( 才 )  
携帯番号 ( \_\_\_\_\_ ) 駐車場 不要・必要

2. 同行者:お名前 \_\_\_\_\_ 大人・子ども(中高生 小学生 未就学 ( 才 )  
お名前 \_\_\_\_\_ 大人・子ども(中高生 小学生 未就学 ( 才 )  
お名前 \_\_\_\_\_ 大人・子ども(中高生 小学生 未就学 ( 才 )